

市民活動支援事業 花植え参加者募集

一緒に花を植え、花で明るいまちづくりに参加しませんか。

◇と き 6月28日(土)

午前8時～10時

※小雨決行

◇ところ 山手小学校南側花壇
(国道248号沿い)

◇対象 どなたでも

※小学生以下は保護者同伴

◇定員 20人(先着順)

◇参加料 無料

◇申込み 6月27日(金)までに
直接または電話・FAXと
もに28・1979で、みの
かも市民活動サポートセン
ター(中央公民館3階)へ

※この事業は実施団体および県
と市の「ぎふロードプレー
ヤー協定」により実施するも
のです

◇地域振興課 内線248

◇維持管理課 内線414

消防職員募集

来春採用予定の可茂消防事務
組合消防職員を募集します。

◇試験の日程

第1次試験

9月21日(日) 午前8時50分～

県立可児高等学校

第2次試験

9月22日(月) 午前8時30分～

プラザちゅうたい

第3次試験 10月下旬(予定)

可茂消防事務組合

※第1次・2次試験合格者

◇受験資格

・大学、短大、高校卒業(見込)

程度

昭和56年4月2日から平成3

年4月1日までに生まれた人

・救急救命士有資格者

昭和56年4月2日以降に生ま

れた人

・救急救命士国家試験受験資格

を有する人(取得見込含む)

昭和56年4月2日以降に生ま

れた人

※いずれも通勤可能な人

◇採用人員

・消防吏員 10人程度

◇受付期間

7月8日(火)～8月8日(金)

◇申込み

受験申込書に必要事項を記入

の上、可茂消防事務組合へ

※受験申込書は7月8日(火)か

ら可茂消防事務組合でお渡し

します

※詳細については、可茂消防事

務組合(電話26・0144)へ

防災安全課 内線276

障がい者パソコン教室

障がいのある人のコミュニ

ケーション能力の向上と情報社

会への適応を図ることに、

自立と社会参加を支援するため

の「障がい者パソコン教室」を

開催します。

◇と き 7月から来年3月ま

での毎月第2・4火曜日

午後1時～3時

※10月の第2火曜日は休講

◇ところ 中央公民館

◇内容 パソコンの操作方法

◇対象 市内在住・在勤・在

学で障がいのある人

◇定員 10人(先着順)

◇受講料 無料

◇申込み 6月30日(月)までに、

直接または電話で福祉課へ

※障がいの程度、種類は問いま

せんが事前に問い合わせくだ

さい。なお、準備の都合上、

視覚障がいのある人の講座は

別に開催いたします

福祉課 内線325

成年後見制度学習講座

自分の財産を管理して欲しい人、親族の後見人になろうと考えているような人は、成年後見制度について勉強してみませんか。

◇と き 7月5日(土)
午後1時15分～4時45分
◇ところ 文化会館
◇内 容 成年後見制度の勉強会
◇対 象 市内在住・在勤・在学の人
◇定 員 100人(先着順)
◇参加料 無 料
◇申込み 電話で岐阜県司法書士会事務局(058・246・1568)へ

問 福祉課 内線325

男女共同参画週間
6月23日～29日

『わかちあう 仕事も家庭も 喜びも』

男女共同参画
ミニパネル展開催

◇と き 6月21日(土)
～7月27日(日)

◇ところ 中央図書館

◇入場料 無 料

※同時に、中央・東図書館が所蔵する
関連図書の紹介をします

問 地域振興課 内線248

「障がい者用駐車スペース」 の適正利用にご協力を

公共施設やスーパーなどの駐車場にある「障がい者用駐車スペース」は、車いす利用者が乗り降りする自動車を優先的に駐車できる場所です。思いやりの心で適正に利用しましょう。



問 福祉課 内線325

第4土曜映画会 入場無料

◇と き 6月28日(土)午前10時～
◇ところ 中央公民館 視聴覚室
◇映 画 『母うずら』
『七夕ものがたり』

問 社会教育課 25・4141

災害時要援護者台帳に登録しましょう

災害時の安全・安心のために、高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人たちの状況を把握するために災害時要援護者台帳(以下「台帳」)への登録を7月から始めます。

台帳への登録は、本人の届け出により行うもので、自治会長(自主防災組織)・民生児童委員・福祉委員・消防団・災害協力隊・中消防署および市で情報の共有を図ることを目的としています。日ごろからの安心・安全を確保するためにも、ぜひ、登録しましょう。

(台帳登録が出来る人)

災害時に地域での支援を希望する在宅の人で、必要な個人情報の提供に同意した人

- ①65歳以上の一人暮らしの人
- ②介護保険の要介護認定を受けている人
- ③身体障害者手帳の交付を受けている人
- ④精神保健福祉手帳の交付を受けている人
- ⑤療育手帳の交付を受けている人
- ⑥その他支援が必要と思われる人(傷病者・難病者・人工透析を受けている人・低肺機能者など)

(要援護者の登録)

登録をする場合は、お近くの民生児童委員、連絡所または福祉課までご連絡ください。

また、上記①～⑥に該当しない人で、災害時に支援が必要な人は、福祉課にご相談ください。

(台帳の保管)

台帳は市で保管し、写しを民生児童委員および中消防署にて厳重に保管します。

(留意事項)

この台帳に登録される個人情報は、災害時の援護に役立てる目的以外に使用しません。

自治会長や民生児童委員などが、災害時の援護に責任を負うものではなく、災害時の支援を保障するものではありません。基本的には、自分の身は自分で守るということを心掛けましょう。

問 福祉課 内線315

〈災害時要援護者支援の仕組み〉

